

鞍手町 小学校いじめ防止基本方針

(福岡県いじめ防止基本方針に準じる)

令和8年4月1日

1 いじめ防止基本方針策定の意義

本校のいじめ防止基本方針は、福岡県いじめ防止基本方針の意義、いじめ防止対策推進法の意義、国のいじめ防止基本方針の基本的な考え方を踏まえ、いじめ問題の解決を目指すために、取り組むべき事柄を明確化することとした。

2 いじめの定義及び防止等に関する考え方

(1) いじめの定義と理解

《法におけるいじめの定義》

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《理解》

- いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童の立場にたち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童を全面的に支援する。
- 児童間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童間のトラブルは軽微なものも含めて、常にその解消に向けて指導する。定義に左右されることなく、常に子供の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する。
- すぐに加害者が謝罪するし教員の指導によらず良好な関係を再び築くことができた場合等において、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。けんかやふざけ合いでも、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目する。
- いじめられていることを表出できないものもいることに配慮する。
- 「観衆」「傍観者」の存在に注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成する。

(2) いじめ防止等に関する考え方

- ① あらゆる教育活動を通して誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 子どもが主体となつていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもの発達段階に応じたいじめを防止する取組を実践できるよう指導・支援する。
- ③ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期解決ができるよう、保護者や地域・関係機関と情報を共有しながら指導に当たる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、子どもへの定期的なアンケートや個別の面談を実施して学校組織を上げて子ども一人一人の状況把握に努める。

以下6点を継続的に図っていく。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 いじめを生まない教育活動の推進 | 2 いじめの早期発見の取組の充実 |
| 3 いじめへの早期対応と継続的指導の充実 | 4 インターネット上のいじめへの対応 |
| 5 地域や家庭との積極的連携 | 6 関係機関との密接な連携 |

3 いじめの防止等の対策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

- ① いじめ・不登校対策委員会(生徒指導委員会)

構成：校長、教頭、教務担当、児童支援担当、養護教諭等（必要に応じ担任、SC、SSW）

設置：会を設置し、月1回月曜日4校時に定例会を開催する。必要に応じて随時開催する。

目的：学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成。

いじめの相談・通報の窓口。

いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに関わる情報収集と記録・共有。

いじめを察知した場合の情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応の組織的な推進。

学校の基本方針の策定や見直し、運営及びそのチェック、いじめ対応についてのケースの検証や計画の見直し。

- ② 職員研修及び職員会議での情報交換・共通理解（「いじめ防止対策推進法第18条」より）
各学期2回の校内実践交流会等を設定し、全職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

（2）いじめ未然防止のための取組

① 学級経営の充実

○ 「自己存在感をもたせ、共感的人間関係を育てる」授業の実践に努め、学校・学級における人間関係を育むと共に、児童が成就感や充実感をもつことができる授業の実践に努める。

○ 正しい姿勢の推進、発表や聴き方の指導等規律正しい態度の育成を図る。

○ 集団づくりや社会性の育成等、人との関わりことの喜びや大切さに気づかせながら、自己有用感を感じさせる。

② 道徳教育・人権教育の充実

○ 道徳科の授業や人権学習を通して、自己肯定感を高める。

○ 全教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

③ 相談体制の整備

○ 「いじめ」「自尊感情」「生活」等のアンケートを実施し、その結果をもとに担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

○ 必要に応じて、個人面談を行う。その際は、児童の様子を見ながら複数体制で対応する。

④ 異学年との活動の実施

○ 縦割り班の活動を実施、委員会活動、合同授業等を通し、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身につけさせる。

⑤ 学校相互の連携協力体制の整備

○ 校区の保・幼・小・中学校と連携し、情報交換等を行う。

⑥ 教職員の人権感覚の意識の向上

○ 教職員の言動が子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめの助長をしたりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（3）いじめ早期発見のための取組

① 毎月1回、いじめを把握するための「いじめアンケート」を実施する。

② 各学級、いじめに対する具体的な取組を明記し、実践する。

③ 担任はもとより担任外の教職員も積極的に児童に関わるようにする。

④ 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。

⑤ いじめ早期発見のためのチェックリストを実施する。

⑥ SNSを利用したいじめについては、関係機関と連携し状況把握と早期発見・早期対応をする。

・ 年1回「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を開催する。

（4）いじめに対する早期対応

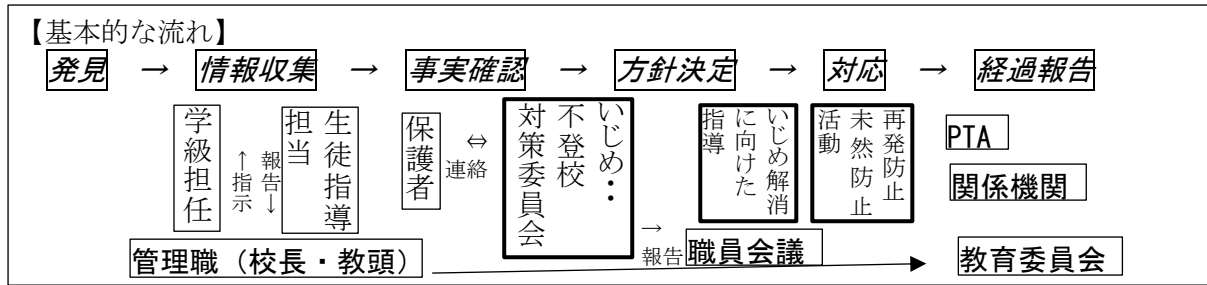
① いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

② いじめの事実が確認された場合、いじめ・不登校対策委員会を開き、対応を協議する。

③ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、加害児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

④ 被害児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

- ⑤ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては教育委員会及び警察等と連携して対処する。



(5) 評価を通しての見直し・改善

学校評価に位置づけ、達成目標を設定すると共に適切に評価し、取組の改善を図る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、鞍手町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 重大事態の際の危機管理マニュアル（「いじめ防止対策推進法第17条・23条」より）

